

「逆紹介」推進へのご協力をお願い

当院は、診療科によって外来診察可能数を大幅に超えているため、診療予約時間を守れず、待ち時間が長時間となり、大変ご迷惑をお掛けしている現状がございます。近年厚生労働省は、病院外来診療の役割を急性期の患者さんを診察することであり、病状が安定したら「かかりつけ医（診療所）」での継続治療をしていただくのが望ましいと指針を出していることもあり、今後当院では逆紹介を推進していきます。

つきましては、当院での治療が落ち着き、病状が安定した患者さんには、下記のとおりご対応させていただくこともございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、逆紹介後病状に変化があった場合には、紹介元の「かかりつけ医（診療所）」からの紹介状をご持参ください。当該紹介元の医療機関と当院医師が連携して治療させていただきますので、ご安心ください。

記

- 1 当院へ紹介状を持参された患者さん
紹介元の「かかりつけ医（診療所）」へ※逆紹介させていただきます。
- 2 当院へ紹介状を持参されなかった患者さん
当院担当医が最適と考える診療所の医師へ紹介させていただきます。

※逆紹介：治療が落ち着き、病状が安定した患者さんは、利便性を考慮し、当院から地域の診療所等の医療機関に紹介することをいいます。